



2026 年度

Fy ハンドブック



横浜国立大学附属横浜中学校

目 次

1	校歌	1
2	学校名・住所・連絡先	2
3	教育方針・学校教育目標	2
4	将来目指す人間像・生徒心得	2
5	学校生活のきまり	3
6	事務室・PTA 購買の利用	7
7	保健室より	8
8	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 加入についてのお知らせ	10
9	教育相談・特別支援教育について	11
10	生徒会会則	12
11	生徒会選挙規定	15
12	Fy 型-Circle 活動規約	17
13	行事予定一覧表	20
14	日課表	21
15	「警報」「特別警報」等発表時の対応	22

【校歌】

1 春淡く 日射しはめぐる 丘いくつ

相模野は 西にはるかに
歌ごえも みどりにそまる
手と手を結び 肩を組み
まっすぐに 光に歩め
誠実の旗 風になびかせ
ああ若き花 花

2 虹うかぶ 海原遠く 半島の

山なみに 雲はかかりて
あこがれは 泉とあふる
手と手を結び 肩を組み
真実に 光に歩め
青春の花 胸にかざりて
ああ若き花 花

3 さざんかの 明るき庭に 秋澄みて

夕映えの 立野の丘に
ゆたかにも 木の実はみのる
歴史をきずけ 生命ある
新しき 世紀をになえ
浄らなる眼を 未来にむけて
ああ若き花 花

4 窓をうつ 木枯しすさぶ 朝にして

白雪の 富士を上げば
夢多き 三とせを思う
手と手を結び 肩を組み
たゆまずに 光に歩め
創造の火を 高くかかげて
ああ若き花 花

【学校名】横浜国立大学附属横浜中学校

【住所】〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3

【TEL】 045-742-2281

【FAX】 045-742-2522

【教育方針】 適応 協調 自律

【学校教育目標】

(知) 自ら課題を設定し、その解決に向けてねばり強く取り組む意欲と能力を育成する。

(徳) 互いに認め合い、共に生きていく関係をつくる意欲と態度を培う。

(体) 自分の身体について理解を深め、健康や安全に対する関心を高める。

【将来目指す人間像】

柔軟な思考力と行動力で、これからの社会をよりよく生きるための幅広い能力を身に付けた人間

【生徒心得】

中学生としての立場をわきまえ、横浜国立大学附属横浜中学校の生徒としての誇りと自覚を持って行動すること

誇りと自覚～四つのあらわれ～

◎自主的・自律的な行動

◎意欲的で柔軟な取り組み

◎互いの認め合いと積極的な協力

◎礼儀正しい振る舞い

<校内での生活>

- 1 許可なく校地区域外へ出ないこと
- 2 許可なく屋上等の禁止された場所に立ち入らないこと
- 3 始業のチャイムまでに着席し、授業に臨む状態を整えること
- 4 不要な金銭・貴重品は所持しないこと。やむを得ず持参した場合は、登校後、学級担任に申し出ること
- 5 雑誌、遊戯器具などの学校生活の妨げになるようなものは持参しないこと
- 6 校内では指定の上履きを使用すること
- 7 携帯電話は持ち込み禁止とする。必要な場合は、持参許可を申請すること

<校外での生活>

- 1 学校外での行動は保護者の監督の下、各自で責任ある行動をとること
- 2 事故にあったり、何か問題が生じたりした場合は、必要に応じて速やかに学校に連絡すること

【学校生活のきまり】

【1】登下校

- 登校は、なるべく8:00以降とし、8:40のチャイムまでに自席に着席します。
昇降口は8:20まで開きません。8:40のチャイム開始時に教室にいない場合は「遅刻」となります。
- 登下校時の服装は原則として制服を着用します。
- 防寒着に指定はありません。登下校時はブレザーを着用せずに防寒着を着ても構いませんが、その場合はブレザーを必ず持参し、校内ではブレザーを着用します。
- 通学時のくつに指定はありません。※下駄箱は指定の場所を使用し、上段に上履き、下段に外履きを入れます。
- かばんは指定のFyリュック・バッグを使用し、必要に応じて他のかばんを併用できます。
- 学校生活に関係のない物品は持参しません。
- 登下校の途中での飲食は禁止です。ただし、登校時の昼食購入は認めます。菓子やレンジアップが必要な食品、ふたの閉められない飲料(紙パック・缶・ビンなど)の購入は認めません。
- 指定された経路を利用し、自転車通学はできません。
- 道路や公共交通機関では、ルールとマナーを守ります。Fy生としての自覚を持ち、周囲に迷惑をかけないように行動します。
- 交通機関の事故やトラブルがあった場合は、安全確保後、必ず学校へ連絡します。
- 休日の登下校や校外活動時も、上記のルールに準じます。

【2】服装・身だしなみ

- 学校生活にふさわしい、節度ある服装と身だしなみを心がけます。※アクセサリーの着用及び化粧は禁止します。
- 髪は清潔に保ち、不要な加工は行いません。※ヘアピン・ヘアゴム・シュシュなどは、場面に適した色・柄のものを使用します。
- 学校生活では制服を着用し、休日や長期休業中の活動についても同様とします。

<制服の着用に関するルール>

- 1 校章は所定の位置に付けます。
- 2 ブレザー着用時は、ネクタイまたはリボンを必ず着用します。
- 3 靴下は白・黒・グレー・紺などの単色とし、華やかな色柄は避けます。
- 4 Yシャツ・ブラウスの上には、
指定のFyセーターまたはFyベストを着用することができます。
- 5 校内でセーターを着用する場合は、必ずその上にブレザーを着用します。
- 6 指定以外のYシャツは白無地(柄・刺繍等なし)を着用します。
- 7 防寒着の指定はありませんが、教室・校舎内では原則として着用しません。
- 8 定期テスト、儀式的行事、外部講師来校時、校外での行事・活動等は正装とします(ポロシャツ不可)。
※ブレザーの着用については、教員の指示に従います。
- 9 休日の登校や校外活動時も上記のルールに準じます。



図1 制服着用ルール(2023年度生徒総会の決議を受けて改定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
正装指定 (あくまで目安です) 半袖Yシャツ・ブラウス	ブレザー	Yシャツ	Yシャツ	Yシャツ	Yシャツ	Yシャツ	Yシャツ	ブレザー	ブレザー	ブレザー	ブレザー	ブレザー
	← 1年を通じて、着用可能。 →											
長袖Yシャツ・ブラウス	← 1年を通じて、着用可能。 →											
	← 1年を通じて、着用可能。 →											
ブレザー	← 1年を通じて、着用可能。 →											
	← 1年を通じて、着用可能。 →											
ポロシャツ	← 5~10月の間、着用可能。 →											
	← 5~10月の間、着用可能。 →											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

【3】授業開始前

- 8:40 までに教室の自席に着席します。
- 欠席・遅刻・早退の連絡は、保護者が 8:15 までに欠席確認アプリ(tetoru)で行います。
※遅刻時は職員室に立ち寄り、登校した旨を伝えて貴重品を預けます。
- 8:30~8:40 の職員打合せ中は職員室への入室はできません。
- 持ち物には記名し、各自責任をもって管理します。
※金銭・貴重品・携帯電話・定期券などは、朝学活で担任に預けます。
※自動販売機・あしな弁当購入用の小銭は、小銭入れ等に入れて持ち歩きます(財布とは別にすること)。

【4】授業時間

- 授業が日課表通り始められるように行動します。
- 授業間の休み時間は、次の授業の準備(着替えを含む)や教室移動のための時間です。授業開始時には自席に着き、準備を整えた状態でチャイムを聞けるようにします。※遊んだり、ゲームをしたりする時間ではありません。
- 移動教室の際は、机上进行片付け、必要な物を持って次の授業へ向かいます。最後に退出する人は、教室の電気を消し、扉を閉めてから移動します。※机上に何も置いていない状態で移動しましょう。
- 職員室等への入退室時には、礼儀やマナーを守ります。基本は次のとおりです。

<職員室の入退室マナー>

- ①ドアをノックします。
- ②ドアを開けて、「失礼します。○年□組の***(名前)です。
(サークル活動の用事の場合は、「**サークルの**です」)
##先生に用事があって参りました。##先生はいらっしゃいますか。」
- ③職員室の先生の指示に従う。
- ④用事が済んだあとは、「失礼しました。」と言って退室します。

- 授業の始まりと終わりのあいさつをしっかりします。
- 授業中は集中して授業に取り組みます。授業に関係のない行動や、ネットサーフィン・ゲーム等はしません。
- 授業中に水分補給をすることができます。ただし、プリントや TPC、Chromebook を守るため、水筒・ペットボトルは水分補給時以外、机の中に入れるか、机の横に掛けておきます(難しい場合は床に置くこと)。
- 授業中に教室を離れる必要がある場合は、必ず先生に理由と行き先を伝え、許可を得ます。
- 着替えは更衣室を利用します。2階・3階の更衣室は、空いている方を選んで使用します。
※タイツを着用している場合は、体育やサークル活動で運動する際に、けが防止のためタイツを脱ぎ、靴下に履き替えます。
- 教科係は教科担任と連絡をとり、持ち物・課題・提出物・学習内容等を確認し、責任を持って帰学活で伝達します。

【5】昼食時間

- 昼食時間は、4校時終了後の25分間(手洗い等の準備時間10分を含む)です。昼食終了のチャイムが鳴るまでは教室で過ごします。
- 昼食時に出たゴミは、各自で必ず持ち帰ります。
- 飲み物は水筒等に入れて持参します。ペットボトルも持参できますが、校舎内に捨てず、必ず持ち帰ります。紙パック・缶・ビンの持参は禁止します。
- あしな弁当を購入する際は、廊下や階段を走らない／壁に沿って整列する／購入しない生徒は売り場に行かない、などのルールとマナーを守ります。
※1年生は、学校生活に慣れる5月から「あしな弁当購入」および「自販機購入」を認めます。

【6】 昼休み

- 校庭や体育館で遊んだり、課題に取り組んだり、委員会活動・サークル活動を行ったり、休憩したりして過ごすことができます。
※昼食を片付けてから行動するようにしましょう。
- 5校時の授業に遅れないようにします。

【7】 清掃時間

- 清掃当番は、責任をもって清掃担当場所の清掃に取り組みます。
- 清掃用具は、指定された清掃ロッカーのものを丁寧に使用し、必ず元の場所に戻します。破損した場合は、速やかに教員へ報告します。
- 清掃の最後に反省会を行います。
- 清掃時間は更衣室を使用できません。着替えが必要な生徒は、帰学活前に着替えておくなど、見通しをもって行動します。

【8】 放課後

- 帰学活終了後は、用のない生徒は速やかに下校します。
- 放課後は、サークル活動・委員会活動等で指定された活動場所、または学校が使用を許可した場所のみを使用します。※教員の許可がない場合、教室にいることはできません。
- 多目的交流室「Fy ラウンジ」や学校図書館を利用する際は、各場所のルールを守り、マナーに配慮して利用します。
- 最終下校時刻は 17:00 です。16:45 までに活動を終えて着替えを済ませ、最終下校時刻までに正門を出ます。

【9】 その他・学校生活全般

- 校舎内では、所定の位置（甲部・かかと）に記名した指定の上履きを着用します。
※上履きを忘れた場合は、職員室で予備を借用し、必ず洗って返却します。
- 体育館シューズは、体育館入口で履き替え、上履きはシューズ袋に入れて持ち込みます。
- 許可なく他の教室（自分の教室以外）への出入りはしません。
- 携帯電話は原則として持参しません。やむを得ず持参する場合は、「携帯電話の取扱いに関する同意確認書」を事前に担任へ提出し、持参許可を得ます。
持参時は同意確認書の内容を厳守します。
- 朝学活の開始から帰学活終了まで、バッグ等の荷物はロッカーに保管します。
※外部視察対応、グループワーク、スムーズな座席移動、安全確保のため、床に荷物を置かないようにします。
- 生徒は、校内のエアコンやストーブの設定を変更したり、電源を入れたりすることは原則として行いません。設定を変更したい場合は教員に依頼します。なお、電源を切るとは妨げません。最後に退出する際は必ず電源を切ります。
- 各教室の PC は、担当の先生の指示に従い、きまりを守って使用します。
- 早退した場合は、帰宅後すぐに学校に電話連絡をします。



<自動販売機の利用ルール>

- 1 生徒会活動の中で、節度ある利用を条件に認められていることを自覚し、責任を持って利用します。
- 2 学校生活で定められた時間に遅れないようにします。
- 3 金銭の貸し借りはしません。
- 4 飲み物は座って飲みます。
- 5 ペットボトルは校内で捨てず、自宅へ持ち帰ります。
- 6 教室やロッカーにペットボトルを放置しません。
- 7 機械の故障や不具合を見つけた場合は、速やかに職員へ報告します。
- 8 一斉下校時は、速やかに下校するため購入しません。下校時の飲み物は事前に購入しておきます。

<更衣室の利用ルール>

- 1 更衣室は、着替えが必要な場合のみ利用します。
- 2 2・3階の更衣室を譲り合って利用し、着替え後は速やかに退出します。
- 3 生徒がエアコンの電源を入れることができますが、他の利用者に配慮した設定で使用します。
- 4 私物は放置せず、必ず自分のロッカーへ戻します。
- 5 汗拭きシート等のゴミは学校で捨てず、必ず持ち帰ります。
- 6 最後に退出する人は、戸締り・消灯・エアコンの電源が切れていることを確認します。
- 7 ルールが守られない場合や使用状況が悪い場合は、一時的に利用を中止することがあります。
- 8 清掃時間は清掃を優先するため、更衣室は利用できません。サークル終了後の着替えを除き、更衣室の利用は帰学活前までとします。

<多目的交流室「Fy ラウンジ」の利用ルール>

- 1 休み時間および放課後（サークル活動のある月・金のみ）に利用できます。
- 2 休み時間に利用する場合は、授業に遅れないことを厳守します。
- 3 放課後に利用する場合は、保護者の許可を得て、下校時刻を伝えておきます（学校図書館も同様）。
- 4 放課後に利用する場合は、「利用者シート」に学年・組・氏名・入室時間・退室時間を必ず記入します。
- 5 放課後の利用は 16:45 までです。時間を守り、17:00 までに正門を出ます。
- 6 サークルに入会している生徒は、サークル活動を優先します。サークル活動に参加せずに Fy ラウンジを利用することはできません。
- 7 照明のオン・オフは生徒が行います。最後に退出する人は照明を消します。
- 8 冷暖房のオン・オフや設定の変更は教員が行います。冷暖房が必要な場合は教員に依頼します。
- 9 みんなが安心・安全に利用できるよう、他の人に配慮し、設備や物品は丁寧に扱います。
- 10 大声で騒ぐことや物品を破損させるなど、他者に迷惑となる行為があった場合は、利用を制限します。

事務室の利用について

事務室では、各種証明書の発行などの手続きを行っています。

◇各種証明書の請求

在学証明書や学割証（片道 101km 以上の利用時）などの発行には日数を要します。申請する際は、必要な日の4日前（閉校期間を除く）までに学級担任に申し出てください。

◇生徒証について

生徒証は、本校の生徒であることを証明する大切なものです。校外で提示を求められる場合があるため、卒業まで大切に扱ってください。

住所変更や通学定期乗車券発行控の記入に伴い再発行を希望する場合は、まず学級担任に申し出て、指示に従って手続きを行ってください。

◇受付時間

事務室窓口の受付時間は次のとおりです

・平日 9:00～16:00

※ 12:00～13:00 を除く

購買の利用について

購買では、次のものを取り扱っています。

◇販売

- ・校章
- ・校章裏ネジ
- ・制服用ボタン
- ・制服用ボタン裏フック

◇その他

- ・かばんの注文用紙
- ・体操着・ジャージ・ポロシャツ・体育館履き等の注文用紙
（※印刷室前に設置）
- ・かばんの修理
→販売店に直接お問い合わせください
かばん販売店：柳屋（045-231-0118）

◇受付時間

・平日 8:30～15:30

【保健室より】

保健室は、生徒が心身ともに健康で、安全に学校生活を送るためのサポートを行う場所です。適切に利用して、安心して学校生活を送りましょう。

【1】保健室の利用について

- 学校でけがをしたり、体調が悪くなったりした場合は、すぐに授業担当または担任の先生に申し出て保健室を利用します。
- 心身に関する相談や、身長・体重の測定、当日のけがではない場合の利用は、原則として休み時間または放課後に行います。※我慢できないほどつらい場合は、いつでも利用できます。

【2】保健室の利用方法

- ① 保健室へ行く際は、必ず授業担当または担任の先生に知らせてから向かいます。急なけがや病気以外は、休み時間または放課後に利用します。
- ② ノックをしてから扉を開けます。鍵が閉まっている場合や先生が不在の場合は入室せず、職員室に行きます。
- ③ 「失礼します」と挨拶して入室し、「〇年〇組の〇〇〇〇です」と名乗った上で、要件を伝え、保健室利用カードに記入します。
- ④ 保健室連絡カードを受け取った場合は、教室へ戻り、すぐに先生へ提出します。

【3】保健室でできること

- 保健室で行えるのは「当日限りの応急処置」のみです。継続的な処置や、学校管理下外のけがの処置（湿布や絆創膏の交換など）は行いません。
- 応急処置では外用薬を最小限使用しますが、内服薬は使用しません。
- 休養が必要な場合、原則として1授業時間内とします。回復しない場合は早退となります。
- 保健室の器具等の丁寧な扱いと、他の来室者への配慮をお願いします。
- 養護教諭が不在の場合は、職員室に用件を伝えます。

【4】早退・緊急受診について

- 学校から保護者または緊急連絡先へ電話で連絡します。
※電話番号や緊急連絡先に変更がある場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- 症状によっては、保護者に迎えを依頼することがあります。
- ひとりて早退した場合は、帰宅後すぐに学校へ電話をし、「〇年〇組の〇〇です。早退して今、家に着きました。△△先生に伝えてください。」と連絡します。

【5】災害共済給付金について

- 学校管理下での災害（負傷・疾病・障害・死亡）が発生した場合 例：授業中、通学途中、サークル活動中など災害共済給付金の申請が可能です。
 - 手続きは養護教諭が行います。申請を希望する場合は、申請する旨と受診した医療機関を、担任・養護教諭・サークル活動顧問のいずれかに伝えてください。
 - 給付金は、医療保険でいう10割分（総医療費）の4/10相当額が支給されます。
※初診から治ゆまでの医療費総額（10割分）が5,000円未満の場合は対象外です。
 - 書類を受け取ったら、受診した医療機関で必要事項を記入してもらい、書類がすべてそろい次第、担任または養護教諭に提出してください。
 - 給付金は、関係機関の書類審査後、横浜国立大学より銀行口座へ振り込まれます。
 - 詳細は、別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度加入についてのお知らせ」または公式サイト（<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>）を参照してください。
- ※学校管理下で負傷した場合、医療機関では小児医療証等は使用せず、医療費の自己負担額を支払ってください。**
- なお、「独立行政日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象とならなかった場合（規定の金額に届かなかった場合など）は、各自治体に払い戻しの申請をしていただくことで、医療費の自己負担分の払い戻しを受けられます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターとは

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターは、我が国における「スポーツの振興」と「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的・専門的機関です。
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったケガ等に対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費は国・学校の設置者・保護者の三者で負担しており、その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。

[6] 学校感染症について

次の学校感染症にかかったときは出席停止となります。受診日、診断内容、医師から指示された出席停止期間等を早急に学校に報告してください。

種類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。>

※新型コロナウイルス感染症について

- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- ・施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されません。

- 早退については、上記の感染症を原因とする場合でも、原則として出席停止扱いにはならず早退となります。
- 上記以外の感染症にかかった場合は、原則として出席停止にはならず、病気による欠席となります。
- 第三種の感染症「その他の感染症」については、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるものとして学校保健安全法施行規則に定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。そのため、学校でしばしば流行する、「感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症）」「溶連菌感染症」「手足口病」「マイコプラズマ感染症」などは、通常、出席停止の措置はとられません。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入についてのお知らせ

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校

横浜国立大学は横浜国立大学教育学部附属横浜中学校に在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、本校では原則、全生徒の加入をお願いしています。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和8年3月23日現在、その主な内容は次のとおりです。

※災害共済給付契約について、在学中は1年ごとに自動更新となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの 学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	⑤ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	⑥ 学校の寄宿舎にあるとき
③ 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	
④ 通常の経路及び方法により通学する場合	

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成、小児医療助成等)を受けたときは、その受けた限度において給付を行いません。**※学校管理下で負傷等をした場合は、原則として小児医療証等を使用せずに医療機関で自己負担額をお支払いのうえ、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」をご利用ください。**
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する中学校の生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

■ 共済掛金(年額)

一般生徒保護者負担額 460円(横浜国立大学負担額 475円)

要保護生徒保護者負担額 0円(横浜国立大学負担額 55円)

※負担金額は年額です。

【教育相談・特別支援教育について】

中学生は、思春期を迎え、心と体が大きく成長する時期です。そのため、家庭環境や友人関係、本人の特性などの影響を受けやすく、精神的バランスを崩しやすい時期となります。以下は中学生期の特徴です。

1 自立と仲間関係

思春期では親から自立したいという欲求が高まりますが、一方で親元から離れることの不安も感じます。その不安に対応するために、仲間と一緒に行動することで仲間から安心感を得ようとします。その結果、自立した行動をすることが可能となります。ですから仲間関係のトラブルはこの頃のこころの発達に重大な影響を及ぼします。中学生の不登校の理由として友人関係が大きなウェイトを占めるのもこのためです。高校生頃になると、次第に「自分は自分、他者は他者」という感覚が育ち、自分と違う面を持つ他者を受け入れることが可能になります。これは自我同一性の獲得の基盤ができたことを意味します。

2 思春期に見られる症状や問題行動の理解

思春期は、それまでの発達課題をやり直す時期です。思春期では様々な問題行動や身体的・精神的症状を示す子どもが少なくありませんが、これは子どもたちが課題をやり直す過程で現れたサインだと考えられます。例えばずっと「良い子」であった子どもが自主性(自律性と自発性)を獲得しようとしたとき、反動的に反抗的態度が強くなることもあります。こうした症状や問題行動に適切に対応するには、その子どもにとっての目標を理解することが大切です。そして背景にある諸要因を正しく理解していきます。不登校であれば、単に登校再開を目標とするのではなく、その子どもがどうなりたいと思っているのか、そしてそのために今できることは何かを問うことが大切です。総合的な理解をせずに、単に問題行動や症状だけを治そうとしても上手くいきません。

3 「両価性(アンビバレンツ)」について

両価性は思春期を考えるキーワードのひとつです。両価性とは、例えば些細なことで母親を罵ったり壁を殴ったりしていた子どもが、ほんの数分後にはベタベタと甘えた仕草を見せるといった、一見矛盾した態度のことを言います。思春期は親からの自立と親への依存の間で揺れる時期なので、両価性が高まります。子どもが、その揺れを社会生活に支障がない範囲で収められるように支援することが周囲の大人の役割になります。子ども自身では十分に対応できず、不登校や身体症状などの形で現れてきた場合には「適切な対応」を学校や専門家と相談することが必要です。教育センターや保健所・児童相談所などは相談機関の情報を持っています。

子どもは、紆余曲折しながら成長していく存在です。周囲の適切な対応によって、彼らは健康な自我同一性を獲得し大人として社会へ出て行くことができます。(厚生労働省)

<本校の支援体制について>

本校では、教職員が日頃から生徒の様子を見守り、必要に応じて教育相談を行っています。また、特別支援教育コーディネーターを中心に支援体制を整え、支援が必要な生徒には、本人や保護者の方と一緒に「(問題解決型)ケース会議」を行い、支援計画を立てたり、教育的な配慮や合理的配慮を検討したりしています。

支援を必要とする生徒とは、学習や集団への適応が難しい生徒、不登校の状態にある生徒など、自分だけでは解決が難しい課題を抱えている生徒を指します。障害の有無に関わらず、発達段階や環境の変化などの影響により、困りごとを抱えてしまうことがあります。そのような場合には、適切な支援を行うことが大切だと考えています。

学習面や環境の変化、人間関係など、学校生活の中で生徒が困っていることがある場合には、教育相談を行い、必要な支援につなげていきます。その際には、ご家庭のご理解とご協力をお願いすることがあります。

また、本校ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、横浜国立大学 D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)教育研究実践センターとも連携しながら、生徒の支援を行っています。教室以外の学びの場である「さざんかルーム」では、学習支援や自立に向けた活動も行うことができます。



生徒の皆さんへ

小学生の時とは違う気持ちに振り回されることがあるかもしれません。学校や家庭での生活の中で、困ったことやよくわからないけれど学校に行きたくないなどの気持ちがある場合は、遠慮せずに先生に相談してください。

保護者の皆さまへ

お子さまの気持ちがわからなくなること、お子さまに寄り添うことがしんどくなることもあるかもしれません。そんな時は、学校に相談してください。ご家庭と学校で協力して支援していきましょう。

横浜国立大学附属横浜中学校 生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は横浜国立大学附属横浜中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会の会員は、学校生活に自主的に参加し、健全で明るい学校をつくり、文化的平和的な社会の形成者にふさわしい人格を養うことを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は、横浜国立大学附属横浜中学校生徒をもって会員とする。

第4条 本会の運営を円滑にするために、会員は毎月会費を納入する。新入生は入会金を別に納める。

第4章 役員

第5条 本会には次の役員をおく。

会長、会計各1名副会長。書記各2名。

役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

第6条 会長は本会を代表し、会の運営の中心となり、総会及び評議会を召集する。

第7条

①副会長は会長を助け、会長に事故ある場合は、その代理となる。

②副会長は選挙によって選ばれる1年生、2年生の2名とする。

第8条

①書記は会の運営に必要な一切の記録書類を作成保管する。

②書記は選挙によって選ばれる1年生、2年生の2名とする。

第9条 会計は本会の会計事務を取り扱う。

第10条 本会の役員は、全会員の選挙によって選出する。尚、役員選挙規定は別に定める。

第5章 生徒総会

第11条 総会は本会の最高決議機関である。

第12条 総会は次のことについて行う。

- ・予算、決算の承認
- ・会則の改正
- ・重要事項の審議、決定

第13条 定例総会は毎年、年度始めに会長が召集する。会長は次の場合、臨時総会を召集しなければならない。

- ・会長が必要と認めた場合
- ・評議会において、出席議員の2/3以上の賛成によって可決された場合
- ・総会員の1/4以上の署名による要求があった場合

第14条 ①総会の定足数は総会員の2/3以上とする。

総会の議事は出席会員の過半数の賛成をもって決定する。

総会の議事進行は評議会議長があたる。

第6章 評議会

第15条 評議会は総会につぐ、決議機関である。

第16条 定例評議会は、毎月1回会長が召集する。次の場合、会長は、臨時評議会を召集しなければならない。

会長が必要と認めた場合

総評議員の2/3以上の要求があった場合

第17条

① 評議会は、各委員会の委員長、Circle 長会代表、及び評議会議長によって構成される。

② 役員は原則として出席するものとする。

第18条

① 評議会議長は、評議員中より互選し、その任期は前、後期各1期間とし、その重任を妨げない。

② 評議会議長が選出された機関からは、評議員を1名補充する。

第19条

① 評議会の定足数は総評議員の2/3以上とする。

② 評議会の議事は、本会則に特別の定めのある場合を除き、出席評議員の過半数の賛成をもって決定する。可否同数の時は、評議会議長の決定による。

第7章 委員会

第20条

① 本会の目的を達成するために、次の委員会をおく。

・委員会(学級・体育・図書・美化・放送・保健・選挙管理・学芸祭)

・Circle 長会

② 必要とした場合、評議会の議決を経て、臨時委員会を設けることができる。

第21条 委員は、定数を各学級より選出する。

第22条 委員長は、委員の互選により選出する。

第23条 Fy型-Circle 活動規約は別に定める。

第8章 予算、決算

第24条

① 会長は前期の初頭に予算審議会を召集し予算分配案を作成する。

② 予算審議会は、評議会をもってこれにあてる。

第25条

① 予算審議会で作成された分配案は、総会の承認を得なければならない。

② 総会の承認を得た後、会長は、予算の配分を行う。

第26条 本会の決算は、定例総会に報告し、その承認を得なければならない。

第9章 一般議題

第27条

① 学級の2/3以上の賛成、または全校生徒の1/12以上の署名があったとき、生徒の活動がより活発になるような提案を一般議題として提案することができる。ただし、公共物の修理等に関わる内容は除く。

② 提案学級の2/3以上の賛成があり、かつ評議会において過半数以上の承認があったとき、生徒総会の議案として成立する。

③ 生徒総会において過半数以上の承認があったとき、職員会議の議案として密議の対象となる。

第10章 会則改正

第28条 本会則の改正は、総会員の1/3以上が署名発議した場合及び評議会において出席議員の2/3以上の賛成をもって発議した場合に、総会において審議し、出席会員の過半数の賛成を得た場合、成立する。

第11章 本部役員の解職

第29条 すべての本部役員は、「職務を怠った場合」「職務上不適格な行動をとった場合」に、解職の対象となる。

第30条 本部役員の解職には、評議会において総評議員の3/4以上の賛成で学級討議を行う。その後に行う評議会で総評議員の3/4以上の賛成があった場合、解職を問う投票を行う。解職に対する承認が有効投票数の2/3以上あったとき解職となる。

第31条 本部役員が解職となった場合、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

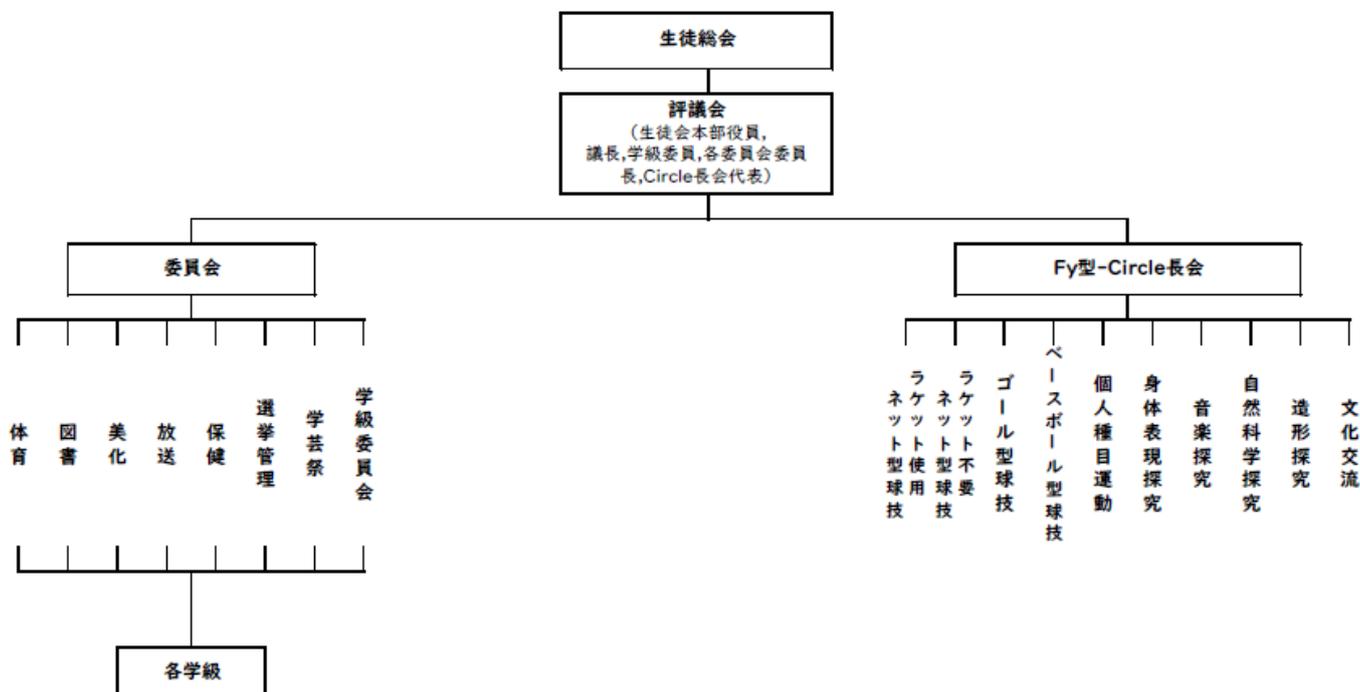
第12章 補則

第32条 本会の各機関には、必ず顧問の教員をおく。

第33条 学校長は本会のすべての問題にて最後の決定権を有する。

第34条 本会の各機関には、本会則に反しない限りにおいて、その運営上必要な細則を設けることができる。

生徒会組織図



生徒会選挙規定

第1章 目的

第1条 本規定は、横浜国立大学附属横浜中学校生徒会会則にもとづき役員選出を円滑に行うことを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は、4月に設置し、通年の活動を行う。

第3条 選挙管理委員会は選挙に関する最高の機関であり選挙活動を円滑に行うため、選挙の事務及び取り締まりを行う。

第4条 選挙管理委員会は、通年の委員として各学級2名を選出する。選挙管理委員長は選挙管理委員の中から1名を選出しとりおこなう。

第5条 選挙管理委員長は選挙管理委員会を代表し、会の運営の中心となり、会を召集する。

第6条 選挙管理委員が生徒会本部役員に立候補した場合は、改めて該当学級の中から選挙管理委員を選出する。

第7条 ① 選挙管理委員会は、評議会において解職を問う投票を行う決定をした場合、7日間以内に投票を行わなければならない。

② 選挙管理委員会は解職を問う投票を行う前に、解職を問われている人に演説をする機会を与えなければならない。

第8条 ① 解職が決定された場合、決定後3日以内に新役員選挙の公示を行う。

② 公示後5日間を候補者募集期間とし、その後4日間を選挙運動期間とする。また、選挙運動期間内に立ち会い演説会を開き、その後投票を行う。

③ 欠員、または再選挙が必要になった場合、日程を改めて候補者募集期間を設けること。また、必要に応じて立会演説会を開き、その後投票を行う。

第3章 立候補

第9条 立候補によって選出される役員は会長、副会長、書記、会計の4役とする。

第10条 役員はそれぞれ他の役職を兼任することはできず、また立候補できない。

第11条 被選挙権は、すべての本校生徒会会員に与えられる。

第12条 立候補者は期限までに選挙管理委員長まで届け出る。

第4章 選挙運動

第13条 選挙運動の期間に立候補者は選挙管理委員会の指示に従ってポスターの掲示、自由演説を行うことができる。その他の選挙運動を行う場合は、必ず選挙管理委員会の許可を必要とする。

第14条 自由演説は指定された時間内に限り行うものとする。

第15条 ① ポスターは候補者1人に対して3枚以内とし、指定された場所に掲示する。なお、選挙管理委員会の公印がないものは無効とし違反になる。

② ポスターに写真ははってかまわないものとする。

第5章 投票及び発表

第16条 選挙権はすべての附属横浜中学校生徒会会員に与えられる。

第17条 ① 会長、副会長、書記、会計の選出については、候補者の中の最も多くの票を得た者が新役員となる。

② 各役職の候補者が1名の場合、信任投票を行い、過半数の票を得た者が新役員となる。

- ③ 信任投票を行い、不信任となった場合はすみやかに再選挙を行うものとする。また、不信任になった候補者や、現段階で委員会に入っている生徒も立候補することができる。

第18条 ① 新役員（会長、副会長、書記、会計）の発表は、開票結果の公示により行う。

- ② 選挙管理委員会は、投票総数及び無効票数の開示を行う。

第19条 ① 以下の場合、再選挙を速やかに行わなければならない。

- ・総会員の過半数の署名発議があった場合

- ② 前項の手続きの期日は、選挙結果の開示から、認証までとする。

第6章 選挙違反

第20条 次のような行為を行った場合は選挙違反とする。

- ① 候補者が強制的な手段をもって会員を集めて選挙運動を行った場合
- ② 候補者が会員に対して金品による買収を行った場合
- ③ 選挙者が候補者からの買収を受けた場合
- ④ 候補者が他の候補者を激しく批判した場合
- ⑤ 候補者が会員に投票を強制した場合
- ⑥ 1人が2票以上投票した場合
- ⑦ その他本規程に違反した場合

第21条 選挙違反者による懲罰は次の通りである。

- ① 注意
- ② 勧告
- ③ 選挙運動の期限つき停止
- ④ 選挙権、被選挙権のとりあげ

第22条 注意及び勧告は選挙管理委員が行う。

第23条 選挙運動の期限つき停止及び選挙権、被選挙権のとりあげについては選挙管理委員会の過半数の賛成があった場合においてのみ発効する。賛否同数の場合は委員長の決定による。

(2022年3月一部改定)

Fy 型-Circle 活動規約

1 Fy 型-Circle 活動(以下、サークル活動)の目標

- (1)学年・学級の枠を超えて、共通の興味・関心をもつ生徒が集い組織し、生徒の人格の調和的発達を図る。
- (2)文化的・体育的活動を自主的に行うことで、実践力・行動力を身に付けるとともに、学年間の連帯感を倍い、個々の生徒の個性を伸長する。
- (3)友情を深め、他者を思いやり認め合う良好な人間関係を育成するとともに、余暇の活用を通して豊かな生活態度を養い、より良い校風の確立と伝統の発展に寄与する。

2 サークル活動の特徴

- (1)サークル活動は生徒の自発性・自主性を基盤とし、全職員の共通理解と協力のもとで行われる教育活動である。
- (2)特別活動の目標達成に資するものとして、学年・学級の枠を離れ、共通の興味・関心を追求する過程で、生徒が人間としての生き方を自覚し、自らを生かす能力を育む活動である。
- (3)生徒の自主的活動として、生徒会活動の目標達成に寄与する位置付けをもつ。
- (4)放課後の時間を活用し、スポーツ・芸術・学問など多様な分野の活動に親しむことを通して、生涯にわたり主体的に学び、生活するための基盤となる資質・能力を育む。
- (5)「勝利主義」とは一線を画し、学校の教育課程の一環として多様な体験をすることを主な目的とする。

3 組織

- (1)サークル活動顧問会
 - ア サークルの活動および運営に関する事項を協議する。
 - イ 規約の改正、その他の重要事項を協議する。
 - ウ 顧問会は過半数の出席により成立し、議決は出席者の単純多数で決定する。
- (2)サークル活動運営係
 - ア サークル会の円滑な運営のために、指導部にサークル活動運営係を置く。
 - イ サークル活動運営係は、サークルの目標達成および活動推進に必要な事項[※]の企画・運営を行う。
 - ※指導助言、活動計画の調整・集約、会計(生徒会担当)に関する事柄
 - ウ サークル会を設置し、必要に応じて開催する。
 - ・サークル会は生徒会の組織として、各サークル長[※]で構成する。
 - ・互選により代表者(委員長)を選出し、委員長は評議会に参加する。
 - ・サークルに関する諸課題を協議し、自主的に運営する。

※顧問は、サークル長(各サークル原則1名)を指名する(原則Ⅱ期から2年生がサークル長となるようにする)。

4 サークル顧問

- (1)サークル顧問は本校職員とする。外部指導者やコーチは顧問にはならないが、補助者としての参加は妨げない。
- (2)各サークルは複数の顧問で担当し、一人が複数のサークルを兼任しないことが望ましい。

5 設置・廃止

- (1)サークルの構成に学年・学級の区別を設けない。ただし、生徒の発達段階や活動特性に応じて、学年・男女を制限できる。
- (2)サークルの人数は、活動特性・施設・用具等を考慮し、顧問が決定できる。
- (3)顧問の異動・退職、または希望生徒が活動不可能となった場合、顧問会の権限によりサークルを廃止もしくは活動を一時停止することができる。
- (4)サークルの設置にあたっては、将来的な見通しをもって、活動目標の達成が可能となるよう十分に配慮する。

6 入会・退会

- (1)入会希望生徒および保護者が所定の様式で申し出、顧問が承認した場合に入会を認める。
- (2)退会を希望する生徒は、顧問と協議のうえ、理由を退会届に記載して提出し、承認された時に退会となる。
- (3)複数のサークルに入会を希望する生徒は、両顧問と協議し、活動に支障のない範囲で無理のなく活動するものとする。
※1人が入会できるサークルは2つまでとし、活動日が同じサークルに入会することはできない(活動日が月・水と水・金の2つのサークルに入会できる)

7 活動日・時間・場所

- (1)各サークルの活動日および活動時間は平日週2日、原則2時間以内とする(月・水または水・金の活動)。
- (2)定期試験1週間前から活動を停止し、生徒の学習に支障が出ないようにする(学習状況調査等は前日放課後のみ停止とする)。
- (3)活動終了は16時45分とし、着替えやミーティング等を済ませ、17時完全下校とする(面談期間等は終了時間を早める)。
- (4)2つのサークルの入会を認めるが、1日の活動内でのサークルの移動は認めない。
- (5)顧問は生徒の体調等に配慮し、無理のない活動内容、活動時間を設定する。
- (6)活動時間・場所等を遵守できないサークルに対しては、顧問会が活動制限を課すことができる。

8 活動に関する事項

- (1)顧問は活動にあたり計画性をもって指導し、生徒の健康管理に十分配慮する。
- (2)顧問は年度当初、担当サークルの名簿を作成し、サークル活動運営係が集約する。名簿の様式や作成手順は係からの指示に従う。係や顧問は必要に応じて学級担任の協力を求める。
- (3)3年生の活動は原則としてI期終了までとする。ただし、II期以降も活動を希望する場合は、事前に顧問に報告することで参加を認める。
- (4)活動中の服装は、学校指定の体操着・ジャージまたはサークル指定の練習着とする。
- (5)荷物や更衣した衣類(制服・バック等)等は活動場所へ持参し、各自の責任で管理する。
- (6)貴重品は各自で管理する。
- (7)活動に必要な個人の備品は、各自の教室のロッカーで管理する。

※年間活動状況(2025年度)

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○	○	○	○	○×	○	○	○	×	○	○
・活動内容に基づき活動 ・1年生の勧誘と指導 ・3年生はI期で活動終了				教育実 習中は 活動無 し	・新サークル長の決定 ・活動内容の再検討・見直し ・活動内容に基づき活動			研究発 表会の 月は活 動無し	・活動内容に基づ き活動	

9 施設・用具

- (1)各サークルは学校教育活動に支障のない範囲で施設・用具を借用することができる。学校備品を使用する場合は、顧問が責任をもって管理し、破損・紛失等については使用したサークルの責任で弁償または修理する。

10 安全管理

- (1)顧問は事故や傷害が発生しないよう配慮し、活動場所を離れる際には、必要な事前指導を行う。
- (2)顧問が不在の場合は活動させない。ただし、代わりに職員がいる場合は活動を認める。
- (3)顧問はカギの管理および戸締まり、片付け等を確実に行う。
- (4)顧問は担当しているサークルの生徒が校内に残っていないかを確認し、17時まで全員下校させる。

【サークル活動一覧】

サークル名	活動日	活動場所	持ち物	主な活動内容
ラケット使用 ネット型球技	月・水	テニスコート (雨天時:なし)	ジャージ 運動靴	テニス・卓球
ラケット不要 ネット型球技	水・金	体育館	ジャージ 体育館履き	インディアカ・プレルボール バレーボール・タンブレリ
個人種目運動	月・水	多目的ホール	ジャージ	筋力トレーニング・陸上競技
ゴール型球技	月・水	体育館	ジャージ 体育館履き	バスケットボール・サッカー
ベースボール型 球技	水・金	グラウンド (雨天時:なし)	ジャージ 運動靴	キャップ野球・キックベース ウィツフルボール・ベースボール
身体表現探究	水・金	多目的ホール	ジャージ	演劇・狂言・ダンス
音楽探究	水・金	レクチャールーム	特になし	合唱・合奏
自然科学探究	月・水	理科室	特になし	発展的な実験・生物の飼育 自然観察
造形探究	月・水	美術室	特になし	ピタゴラ装置製作・物語作り イラスト制作・リース作り
文化交流	水・金	家庭科室	特になし	海外行事の再現・和食の探究 地域や世界の文化交流

行事予定一覧表

4月	着任式、前期始業式、入学式、教育相談 定期健康診断、新体カテスト 情報モラル講習会、避難訓練、生徒集会
5月	校外行事 PAA21(1年)、教育実習、生徒総会
6月	体育祭 定期テスト
7月	TOFY成果発表会 個別面談 全校集会 学校説明会
8月	教育相談 i-ハーベスト発表会
9月	教育実習 定期テスト 生徒会役員選挙 前期終業式
10月	後期始業式、生徒会認証式 修学旅行(3年)、企業訪問(2年)、国大・光陵訪問(1年)、職業講話 (1年) 学芸祭
11月	定期テスト PTA主催後援会 個別面談(3年)
12月	個別面談 全校集会
1月	定期テスト(3年) 研究発表会
2月	卒業遠足(3年) 定期テスト(1・2年)
3月	TOFY中間発表会 卒業式 校外学習(2年) 修了式、離任式

◇日課表(2026年度)

	日課表(R/50分授業)			日課表(S/45分授業)	
	6校時 CANの日	5校時の日	TOFYの日	6校時	
始業	8:40			8:40	
朝学活	8:40~8:45			8:40~8:45	
1校時	8:50~9:40			8:50~9:35	
2校時	9:50~10:40			9:45~10:30	
3校時	10:50~11:40			10:40~11:25	
4校時	11:50~12:40			11:35~12:20	
昼食	12:50~13:05			12:30~12:45	
昼休み	13:05~13:20		帰学活	13:10	12:45~13:00
5校時	13:25~14:15			~ 13:20	13:05~13:50
6校時	14:25 ~ 15:15	帰学活 14:20 ~ 14:30	TOFY	13:30 ~ 15:30	14:00 ~ 14:45
帰学活	15:20 ~ 15:30	清掃 14:30 ~ 14:45			14:50 ~ 15:00
清掃	15:30 ~ 15:45				15:00 ~ 15:15
終鈴	16:05	15:05	15:50	15:35	

*最終下校

17:00

「警報」「特別警報」等発表時および災害発生時の対応について

横浜国立大学附属横浜中学校

神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎に「警報」「特別警報」等が発表された場合、生徒の安全確保について、本校では次のように対応します。

警報	暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が該当
特別警報	すべての種類の特別警報が該当

	状況	本校での対応
登校前	午前6時の段階で警報が発表継続中の場合	臨時休業とします (原則として学校からの連絡は行いません)
登校中	「警報」が発表された場合	生徒は安全に注意して帰宅します (登校する方が安全だと判断される場合は、登校して構いません)
登校後	「警報」が発表された場合 「警報」が発表される予想が高まった場合	下校時の安全を確認し、授業繰り上げや下校時間繰り下げ等の適切な措置をとります。生徒は、学校の指示に従って行動します

※「特別警報」発表時にも同様の措置とします

午前6時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表継続中の場合	生徒は安全に注意して登校します (安全確保を最優先とし、欠席する場合は保護者が学校へ連絡します)
--	---

▼降灰予報が発表された場合

午前6時の段階で発表継続中	臨時休業とします
登校後	保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします

▼大規模地震の場合

大規模地震の定義

「横浜市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」

登校後	授業等を打ち切り、安全を確保します。保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)こととします (原則として学校からの連絡は行いません)
-----	--

※大規模地震に当たらない場合でも、学校で預かる(留め置く)場合

① 自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合

学校から配信等で連絡します。保護者または「令和8年度 引き取りの委託について」に記載した引き取り者の方が引き取りに来てください

▼神奈川県内にJアラートが発信された場合

登校前	自宅待機とします 登校時間の変更や臨時休業については学校から配信等で連絡します。ミサイルが領海外に落下したことを確認した場合は、原則登校とします
-----	---